

株式会社日本政策金融公庫の本店事業場における専属産業医の選任に係る提案書の募集

1 募集内容

(1) 件 名

当公庫の本店事業場における専属産業医（1名）

(2) 委託業務の内容

- ア 本店事業場の定期巡視
- イ 本店事業場における健康診断の事後措置
- ウ 本店事業場における時間外勤務及び休日勤務が一定時間を超える職員に対する事後措置
- エ 本店事業場における健康相談への対応
- オ 本店事業場における健康教育
- カ 本店事業場における衛生委員会への参加
- キ 前各号に定めるもののほか、株式会社日本政策金融公庫が依頼すること

(3) 履行期間

平成 24 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

2 参加者の資格

(1) 次の各項に該当しない者であること

- ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
- イ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた 3 年以内の期間を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (カ) 前（ア）から（オ）の規定により競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
- ウ 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

(2) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

- (3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (4) 参加申込書等提出書類の提出期限の日から契約締結までの期間に、各省各庁による指名停止等を受けていないこと。
- (5) 内科医師であること。
- (6) 産業医資格を有すること。

3 求める実績・経験等

- (1) 産業医学に精通していること。
- (2) 産業医としての勤務経験があること。
- (3) メンタルヘルス分野を含めた各専門医との連携が図れること。
- (4) 応急処置及び専門医の紹介など急患対応について経験を持つこと。
- (5) 胃部レントゲン、エコー等の画像分析について経験を持つこと。

4 申込方法

参加を希望する者は、平成23年11月30日（水）17時までに、項番5に示す書類を項番6の申込先に持参、または郵送（締切日必着）により提出してください。

5 提出書類

- (1) 参加申込書（別紙1）
- (2) 誓約書（別紙2）
- (3) 医師免許の写し及び産業医の証の写し
- (4) 履歴書
- (5) 提案書（項番3に示す実績・経験等をどの程度有するかわかるように、できるだけ具体的に実績、経験、経歴等を記載してください。様式は任意とします。）

6 申込・問い合わせ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目9番3号（公庫ビル6階）

株式会社日本政策金融公庫調達サービス室（担当：辻本）

電話：03-3270-1552

7 選定方法

- (1) 履歴書及び提案書に基づく書面審査及び面接試験を行い、評価項目及び配点（別紙3）に基づき選定します。
- (2) 面接試験の日程については、提出書類受領後、別途連絡のうえ調整します。
- (3) 選定結果については、選定後、採否に関わらず速やかに各参加者に通知します。
- (4) 選定された参加者は、当公庫と契約を締結するものとします。

8 その他

- (1) 本件募集に参加するにあたっての費用（提案書作成に要する費用等）は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
なお、これらの書類は本件募集に係る選定目的以外には使用しません。
- (3) 提案内容は非公開とします。
- (4) 本件募集に必要な参加資格を満たしていない者が提出した提案書は無効とします。
- (5) 「参加申込書」及び「提案書」に虚偽の記載をした場合は、提出された提案書は無効とします。
- (6) 参加者等は、参加手続きを通じて知り得た当公庫に関する一切の情報を第三者に漏らし、または自ら利用してはならないものとします。
- (7) 参加者は、情報管理の取扱いについて、適切な管理体制を整備するものとします。

以 上

平成 年 月 日

「本店事業場における専属産業医の選任」への参加申込書

氏 名	
住 所	〒
電話番号	

平成 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫
調達サービス室長 今井 多賀雄 殿

住 所

氏 名

実印

誓約書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う本店事業場における専属産業医の選任」に係る提案書の募集において、「2 参加者の資格」にある下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

- (1) 次の各項に該当しない者であること
- ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - イ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (カ) 前(ア)から(オ)の規定により競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - ウ 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- (2) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (4) 参加申込書等提出書類の提出期限の日から契約締結までの期間に、各省各庁による指名停止等を受けていないこと。
- (5) 医師免許及び産業医資格を有すること。

「本店事業場における専属産業医の選任」に係る評価項目及び評点

評価項目		評点
書面審査	産業医学に精通していること。	1～5
	産業医としての勤務経験があること。	1～5
	メンタルヘルス分野を含めた各専門医との連携が図れること。	1～5
	応急処置及び専門医の紹介など急患対応について経験を持つこと。	1～5
	胃部レントゲン、エコー等の画像分析について経験を持つこと。	1～5
		25
面接試験	誠実であること。	1～5
	意欲的であること。	1～5
	表現力があること。	1～5
	協調性があること。	1～5
		20
合 計		45

【評点の基準】

- ・ 5点を最上位、1点を最下位とする5段階により評価する。
- ・ 十分な実績、経験、適性等があると認められる場合を3点とし、より優れた点があると認められる場合は5点を上限として、十分な実績、経験、適性等があると認められない場合は1点を下限として評価する。